

議案第40号

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

第1条 飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「第44項まで」の次に「、第47項」を加え、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加え、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第16項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納稅義務の免除等）」を付する。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

第2条 飯能市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第18項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

（飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

令和2年6月5日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市都市計画税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
附 則 <u>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</u>	附 則
5 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けるとする者がすべき申告)	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けるとする者がすべき申告)
6 省略 <u>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u>	5 省略 <u>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u>
7 省略	6 省略
8 省略	7 省略
9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき	8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわ

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわ

らず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1 2 省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

1 3 省略

1 4 省略

1 5 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1 6 省略

1 7 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは

らず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1 1 省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

1 2 省略

1 3 省略

1 4 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1 5 省略

1 6 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法

法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読み替規定)

18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは

附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読み替規定)

17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第

第33項又は附則第15条から第
15条の3まで若しくは第61条」
とする。

(平成30年度から令和2年度まで
の各年度分の宅地等に対して課する
都市計画税の特例)

19 省略

15条から第15条の3まで」とす
る。

(平成30年度から令和2年度まで
の各年度分の宅地等に対して課する
都市計画税の特例)

18 省略

飯能市都市計画税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>1 8 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>1 8 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則	<p>附 則</p> <p><u>4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第42項から第44項まで若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第42項から第44項まで」とする。</u></p>

第三条の三中「及び令和二年度」を「から令和三年度まで」に改める。

第五条第二項中「とする」を「とし」、令和三年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、得た額（市町村にあっては、当該額に前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額）とする」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く）の規定並びに附則第三条及び第四条の規定 令和三年一月一日

二 第二条中地方税法第二十条の十三の改正規定及び同法附則に十三条を加える改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条の規定 令和三年四月一日

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の日から二月を経過した日前に納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、第一條の規定による改正後の地方税法附則第五十九条第一項中「その地方団体の徴収金の納期限内」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日（以下この項において「施行日」という）から二月を経過する日まで」と「その地方団体の徴収金の納期限後」とあるのは「施行日から二月を経過した日以後」として、同項の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第三条 道府県民税の所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事（次条において「指定行事」という。）の同法第五条第一項に規定する中止等（次条において「中止等」という。）により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この条及び次条において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対する政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄（次条において「入場料金等払戻請求権の放棄」という。）と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法（次条において「三年新法」という。）附則第六十条第一項及び第二項の規定を適用することができる。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第四条 市町村民税の所得割の納稅義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対する政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、三年新法附則第六十条第三項及び第四項の規定を適用することができる。

（政令への委任）

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（地方自治法の一部改正）

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「事務及び」を「事務」に改め、「規定する事務」の下に「及び附則第七十条第二項後段に規定する事務」を加える。

内閣総理大臣 安倍晋三	財務大臣 高市早苗	財務大臣 麻生太郎
-------------	-----------	-----------

第一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の十三中「事務及び」を「事務」に改め、「規定する事務」の下に「及び附則第七十条第一項後段に規定する事務」を加える。

附則第三条の三第一項中「並びに附則第四十五条」を「附則第四十五条並びに附則第六十一条」に改める。

附則第五十九条第一項中「次条第一項及び附則第六十二条第一項」を「附則第六十二条第一項及び第六十三条第一項」に改める。

附則第六十二条を附則第六十四条とし、附則第六十一条を附則第六十三条とし、附則第六十条を附則第六十二条とし、附則第五十九条の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第六十条 道府県民税の所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。第五条第四項に規定する指定行事(第三項において「指定行事」という)の同条第一項に規定する中止等(第三項において「中止等」という)により生じた同条第一項に規定する入場料金等払戻請求権(次項から第四項までにおいて「入場料金等払戻請求権」という)の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該道府県の条例で定めるもの(次項において「道府県払戻請求権放棄」という)を同条第一項に規定する指定期間(次項から第四項までにおいて「指定期間」という)内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に道府県放棄払戻請求権相当額の第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納稅義務者がその年の指定期間内において道府県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

3 市町村民税の所得割の納稅義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるもの(次項において「市町村払戻請求権放棄」という)を指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の第三百四十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

4 前項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額とは、同項の納稅義務者がその年の指定期間内において市町村払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第三百四十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第六十一条 道府県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

2 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第五項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

附則に次の十三条を加える。

(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付)

第六十五条 国は、固定資産税及び都市計画税の収入が前二条の規定による課税標準の特例(以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という)により減少することに伴う道府県及び市町村(第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。附則第七十条第二項を除き、以下同じ)の減収を補填するため、令和三年度から令和六年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(以下「特別交付金」という)を交付する。

2 特別交付金の種類は、固定資産税減収補填特別交付金(固定資産税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度において交付する交付金をいう。以下同じ)とする。

3 令和三年度から令和六年度までの各年度において交付すべき特別交付金の総額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額及び附則第六十七条第一項に規定する都市計画税減収補填特別交付金総額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額とする。

4 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県又は各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額並びに附則第六十七条第二項及び第三項の規定により交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。

(固定資産税減収補填特別交付金の額)

第六十六条 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の総額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として予算で定める額(第四項において「固定資産税減収補填特別交付金総額」という)とする。

2 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

4 固定資産税減収補填特別交付金総額と、当該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、総務省令で定めるところにより、その差額を各道府県及び各市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額をそれぞれ当該道府県又は当該市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

4 第一項の規定による徵収の猶予は、第十五条第三項に規定する徵収の猶予とみなして、第十五条第一項、第十五条第六項及び第二項、第十六条第一項、第十八条第二項並びに第二十条の五の三の規定を適用する。

5 第一項の規定による徵収の猶予をした場合における第十五条第一項の規定の適用については、前項中「場合」とあるのは、「場合(附則第五十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く)」とする。

6 前各項の規定がある場合におけるこの法律の規定に関する技術的読替えその他当該各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第六十条 第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る)は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十三条の二十五第一項及び第七十三条の二十七の二第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十七条 第一項	第五十三条 第二十 一年六月以内、同項第一号	第五十三条 第二十 一年六月以内、同項第一号
から六月以内	から六月以内	まで

当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第七十三条の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下「この項において同条第二項第二号」といふ。)

既存住宅の耐震改修(第七十三条の二第一項に規定する耐震改修の日後六月以内の日まで)

から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び借却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第六十一条 租税特別措置法第十一条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第五項に規定する中小事業者等の家屋及び借却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第六十二条 中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号)の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)内に生産性向上特別措置法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画(以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。)に従つて取得(事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。)をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等(以下この条において「先端設備等」という。)に該当する事業の用に供する家屋及び構築物(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用せざる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)で政令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該家屋及び構築物に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

ない者が所有するものを含む。)に限る。次条において同じ。)及び償却資産(以下この条において「特例対象資産」という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、令和三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となる。

一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合(令和二年二月から十月までの間における連続する三月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額(当該中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額をいう。以下この号において同じ。)を当該期間の初日の一年前の日から算して三月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除して得た割合をいう。次号において同じ。)が百分の五以下となる場合 等

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合が百分の七十以下となる場合(前号に掲げる場合を除く。)二分の一

3 前項の規定は、中小事業者等から、令和三年一月三十一日までに、総務省令で定める書類を添付して、市町村長(特例対象資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該特例対象資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事。次項において同じ。)に当該特例対象資産につき前項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る特例対象資産につき第一項の規定を適用することができる。

5 第二項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)

第六十三条 中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号)の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)内に生産性向上特別措置法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画(以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。)に従つて取得(事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。)をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等(以下この条において「先端設備等」という。)に該当する事業の用に供する家屋及び構築物(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用せざる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)で政令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該家屋及び構築物に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

法律第二十六号

(地方税法の一部改正)

地方税法等の一部を改正する法律

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の十第二項及び第二十九条の八の二中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の四条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第一項及び附則第六十一条第一項において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実(次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。)がある場合において、これらの者が特定日(徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日をいう。第一号において同じ。)までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請(地方団体の長においてやむを得ないと認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限から一年以内の期間(第二号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間)限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

一 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税(政令で定めるものを除く。)に係る地方団体の徴収金で、納期限が令和二年二月一日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

二 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和二年二月一日以後に到来するもの

2 前項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五条の二(第一項から第三項までを除く。)、第十五条の二の二から第十五条の三まで並びに第十五条の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。この場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

御名 御璽

令和二年四月三十日

平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十二条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項	前十年以内		前九年以内	
	前十年内事業年度	前九年以内	前九年以内	前九年以内
第七項	前十年以内	前九年以内	前九年以内	前九年以内
第八項	前十年内事業年度	前九年以内	前九年以内	前九年以内
	前十年以内	前九年以内	前九年以内	前九年以内

(固定資産税に関する経過措置)

平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十二条の八第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年四月一日以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

新法第三百四十三条第五項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十ニ項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十ニ項に規定する基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十ニ項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十ニ項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十ニ項に規定する施設日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第三十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五項の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第三十三項、第二十一項、第二十四項、第十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十ニ項及び第十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、これららの規定中「第四十七項及び第四十八項」とあるのは、「及び第四十七項」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十七条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第十九条 流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。

第二十条 流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する施設又は設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。

第二十一条 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第一項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第二十二条 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する償却資産に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。

第二十三条 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対し課する都市計画税については、なお従前の例による。

第二十四条 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第二十五条 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第二十六条 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第二十七条 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第二十八条 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附則第四条中「平成三十一年一月」を「令和二年一月」に、「平成三十一年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五条及び第六条中「平成三十一年一月」を「令和二年一月」に改める。
附則第七条第一項中「平成三十一年一月」を「令和二年一月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同条第二項中「平成三十一年二月」を「令和二年二月」に改める。
附則第十四条第一項中「平成三十一年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年年度分」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和二年」に、「平成三十一年度分」を「令和元年年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）」とする。
附則第十四条第三項中「平成三十一年度分」を「令和二年年度分」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第七十四条の四第二項にたゞし書を加える改正規定及び同法第四百六十七条规定並びに附則第九条及び第十五条の規定 令和二年十月一日
- 二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三条第一項第十一号及び第十二号、第二十四条规定並びに附則第十六条の規定 令和三年十月一日
- 三 第二条中地方税法第七十四条の四第二項にたゞし書及び第四百六十七条规定第ニ項に定並びに附則第十条及び第十六条の規定 令和三年四月一日
- 四 第二条中地方税法第七十四条の四第二項にたゞし書及び第四百六十七条规定第二項に定並びに附則第十条及び第十六条の規定 令和三年四月一日
- 五 第二条（前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四条第一項の改正規定並びに附則第五条第二項から第八項まで、第七条、第十三条第二項から第八項まで、第二十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）、第二十八条第五項から第七項まで及び第三十一条の規定 令和四年四月一日
- 六 第二条中地方税法第三十四条第一項第十一号及び第三百四十四条の二第一項第十一号の改正規定並びに附則第五条第一項及び第十三条第一項の規定 令和六年一月一日
- 七 第一条中地方税法附則第十一条第十五項の改正規定（第一百九条の六第二項第一号）を「第一百九条の十五第二項第一号」に、「第一百九条の八」を「第一百九条の十七」に、「第一百九条の六第一項」を「第一百九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五条第四十八条の改正規定（第一百九条の二第二項）を「第一百九条の四第三項」に、「第一百九条の二第一項」を「第一百九条の四第一項」に、「第八十一条第八項」を「第八十一条第十項」に改める部分に限る。）及び同条に五項を加える改正規定（同条第四十八条に係る部分に限る。）都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）の施行の日
- 八 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（第四十二条の十二の六）を「第四十二条の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同项第四号の三の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（第四十二条の十二の六）を「第四十二条の十二の五の二」に改める部分に限る。）及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八条第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十五条に五項を加える改正規定（同条第四十九項に係る部分に限る。）並びに附則第四条第七項から第十項まで及び第十二条第七項から第十項までの規定 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第二号）の施行の日
- 九 第一条中地方税法附則第三十四条第一項及び第四項、第三十四条の二第三項及び第六項、第三十六条第一項並びに第四十四条の二の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日
- 十 第二条中地方税法第二十四条第五項、第七十二条の五第一項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに附則第十七条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）

- 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。
- 新法第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

附則第十五条に次の五項を加える。

45 農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和五年三月三十日までの間に農業近代化資金金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十一条）第二条第三項に規定する漁業近代化資金、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金で政令で定めるもの又は株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第二項及び第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかわらず、当該機械及び装置に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

46 農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和四年三月三十日までの間に取得しかつ、農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る。）の利用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）並びに構築物（以下この項において「機械装置等」という。）で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第三項又は前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかわらず、当該機械装置等に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

47 令和二年四月一日から令和五年三月三十日までの間に水防法第十五条の六第一項の規定により指定された浸水被害軽減地区（以下この項において「浸水被害軽減地区」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二十二条第一項の規定にかわらず、浸水被害軽減地区として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の一を參照して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48 都市再生特別措置法第四十六条第三項第二号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体（同号に規定する実施主体をいう。）が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）の施行の日から令和四年三月三十日までの間に当該一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものにより整備した同号に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるもの用に供する固定資産で政令で定めるものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二十二条第一項の規定にかわらず、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

49 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二条第五号に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる同号に規定する無線局であつて地域社会の諸課題に解決に寄与するものとして総務省令で定めるものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技

術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第二号）の施行の日から令和四年三月三十日までの間に同法第十条第二項に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する借却資産で政令で定めるもの（同法第六条に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）並びに構築物に限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかる年度から三年度分の固定資産税に限り、当該借却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該借却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十四項」に、「第三十五項」を「第三十二項」に改める。

附則第十五条の三中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十日」を「令和三年三月三十日」に改め、同条第四項中「平成三十四年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項並びに第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項中「平成三十二年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

附則第十五条の十第一項中「平成三十二年三月三十日」を「令和五年三月三十日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「平成三十二年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に、「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第三項及び第四項中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第六項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に、「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に、「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前の地方税法」という。）に改め、同号ロの表(2)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に改め、同条第八号中「平成三十二年元年度」を「令和二年」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十七条の二の見出し中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表の第一号の中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号の



(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和2年3月31日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第五号

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三条の三十八」を「第七十三条の三十九」に、「第七十四条の二十九」を「第七十一条の三十一」に、「第七十七条の二十三」を「第七十七条の二十四」に、「第四百六十三条の二十九」を「第四百六十三条の三十」に、「第七百三十条」を「第七百三十条の二」に改める。

第十四条の九第二項第二号及び第十六条の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加え

る。

第十七条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴つて行われることとなる不申告加算金(第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る)、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第一百四十四条の四十七第五項、第一百七十七条第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五項、第四百六十三条の三第五項、第四百八十三条第五項、第五百三十六条第五項、第六百九条第五項、第六百八十八条第五項、第七百一条の十二第五項、第七百二十一条第五項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三条の十八第六項の規定の適用があるものに限る)についてする決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

第十八条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日

第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む)又は官公署」に改める。第二十三条第一項第四号中「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)」を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)」に、「第四十二条の十二の五の二」に、「第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)」を「第六十六条の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)」に改め、同号口中「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)」に、「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。
(2) 前年の合計所得金額が五百円以下であること。
(3) その者と事实上婚姻關係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十一号口中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかなない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻關係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十二号の二を削る。

第二十四条の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。

第三十四条第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の二号を加える。

八の二 ひとり親である所得割の納稅義務者 三十万円

第三十四条第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫)控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三条第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七条第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二十三条规定第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十一条第二項中「三百三十二条並びに三百三十三条」を「並びに三百三十二条から第三百三十四条まで」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とす。